

情報公開規程

制定 2022年5月24日

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この法人は、この規定の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規定の目的に則して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（公開情報の管理）

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理監督する。

（情報公開の方法）

第5条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（書類の備置き等）

第6条 主たる事務所に備え置く書類は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定められた、別表に掲げるものとする。

2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

3 備え置き書類に含まれる個人情報（個人の住所又は居住に係る記載の部分等）は公開の対象から除外する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第7条 事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める「閲覧(謄写)申請書」に必要事項の記入を求め、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、この法人が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者及び謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規則は、2022年5月24日から施行する。(2022年5月24日理事会決議)

別表

| | 備え付け書類 | 根拠 | 据置期間 |
|---|--|--------------------------|-----------------------------------|
| ① | 定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し) | 法 28 条 | 最新のもの |
| ② | 役員名簿 | 法 28 条 | 最新のもの |
| ③ | 前事業年度の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10名以上の氏名及び住所を記載した書面) | 法 28 条 | 作成した日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まで |
| ④ | 認定取得時に所轄庁に提出した申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | 法 54 条 第 1 項 | 認定の日から起算して 5 年間 |
| ⑤ | 認定取得時に所轄庁に提出した申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | |
| ⑥ | 前事業年度の寄附者名簿 | 法 54 条 第 2 項 第 1 号 | 作成の日から起算して 5 年間 |
| ⑦ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | 法 54 条 第 2 項 第 2 号 | 作成した日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まで |
| ⑧ | 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 | 法 54 条 第 2 項 第 3 号 | |
| ⑨ | 法第 54 条第 2 項第 1 号から第 3 号の他、内閣府令で定める書類 | 法 54 条 第 2 項 第 4 号 | |
| ⑩ | 助成金の支給の実績を記載した書類 | 法 54 条 第 3 項 | 作成の日から起算して 5 年間 |

根拠の法は特定非営利活動促進法のことをいう。

様式1

閲覧(謄写)申請書

特定非営利活動法人びーのびーの
理事長 奥山 千鶴子 殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします。(該当するものを○で囲んでください)

なお、私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的にしたがって、閲覧対象書類から得た情報を、その目的に則して適正に使用するとともに、その情報によって、個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

また、謄写の場合、かかる実費負担に応じます。

1. 閲覧希望日 年 月 日

2. 閲覧対象書類 (別表から番号を選択して記入してください)

3. 閲覧(謄写)の目的